

(2)大規模構造物が残存している、あるいは、無道路地や斜面地であるなど、地形的要因等から利活用が困難なため、現状のまま市が保有することが適当と思われるもの。

番号	所管局	区名	所在	住居表示	面積 (㎡)	地目	用途地域	備考
1	財政局	門司区	風師四丁目359-10外1筆	風師四丁目7番街区	1,663.28	宅地	第一種住居地域	
2	財政局	門司区	丸山一丁目1180-1外10筆	丸山一丁目2番街区 清滝五丁目4街区	40,621.60	山林	第一種中高層 住居専用地域	旧門司市から継承した山林
3	財政局	小倉北区	須賀町1725-4外2筆	須賀町20番街区	5,368.77	山林外	市街化調整区域	
4	財政局	若松区	原町1-3外2筆	原町1番街区	2,243.67	雑種地	第一種住居地域	焼却場跡地
5	財政局	戸畑区	椎ノ木町247-1外3筆	椎ノ木町16番街区	1,832.14	宅地	第一種中高層 住居専用地域	職員研修所跡地
6	産業経済局	若松区	大字小石1894		1,976.00	ため池	市街化調整区域	ため池跡地
7	建築都市局	八幡東区	清田二丁目406	清田二丁目14番街区	2,288.09	宅地	第一種住居地域	市営住宅跡地
8	上下水道局	若松区	今光二丁目1326-5	今光二丁目20番街区	3,580.63	水道 用地	市街化調整区域	藤木浄水場跡地
9	上下水道局	八幡西区	大字金剛1193-3外1筆		4,491.73	山林	市街化調整区域	木屋瀬簡易水道施設跡地
合 計					64,065.91			